

## 特定教育・保育施設の利用定員等について

### 1. 概要

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

### 2. 公立保育所(定員変更)

施設名		設置主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員(人)	変更時期
変更前	松ヶ丘保育所	松戸市	松戸新田	6	19	19	19	21	21	105	R3.4
変更後				0	19	19	25	21	21	105	
変更前	新松戸南部保育所	松戸市	新松戸南	6	18	20	27	27	27	125	R3.4
変更後				0	18	20	33	27	27	125	
変更前	牧の原保育所	松戸市	牧の原	9	13	22	35	35	36	150	R3.4
変更後				0	13	22	44	35	36	150	
増減数				△ 21	0	0	21	0	0	0	

### 3. 民間保育園(新設・増設・建替え・定員変更)

施設名		設置主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員(人)	開園時期
新設	コスモスの丘八柱保育園	社福	常盤平	9	12	15	22	22	22	102	R3.4
増員数				9	12	15	22	22	22	102	

### 4. 認定こども園(建替え・定員変更)

施設名		設置主体	住所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員(人)	変更時期
建替え前	小金西グレースこども園	社福	新松戸北	4	5	13	22(5)	23(5)	23(5)	90(15)	R3.4
建替え後				9	15	15	25(5)	28(5)	28(5)	120(15)	
変更前	野菊野こども園	社福	野菊野	17	21	25	25(5)	26(5)	26(5)	140(15)	R3.4
変更後				17	21	25	27(3)	30(3)	30(4)	150(10)	
増減数				5	10	2	5(-2)	9(-2)	9(-1)	40(-5)	

( )は幼稚園部分の定員